

---

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

3歳児健康診査における視力検査について。

人の視機能は3歳頃までに急速に発達して、6歳から8歳頃に完成し、生涯の視力が決まります。平成3年に、3歳児検診に視覚検査が導入され、全国の自治体で視力検査が始まりましたが、1次検査が家庭で行われること、3歳児では視力検査の応答が正確ではないことなどにより、健診の受診率が高いにもかかわらず、多くの弱視が見逃されてきたとも言われています。

日本弱視学会のホームページには、弱視という言葉は、「通常の教育をうけるのが困難なほどの低視力」という意味で一般的に使われていますが、医学的には「視力の発達が障害されて起きた低視力」を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を「弱視」と呼ぶと記載されています。

もともと人は、生まれたときからはっきりともものが見えているのではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的につくられる時期のことを感受性期といいますが、人の視覚の感受性は生後1か月から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後徐々に減衰して、大体8歳頃までに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期といえます。

平成29年4月7日付厚生労働省通知「3歳児健康診査における視力検査の実施について」には、次のようにあります。「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け6歳までにはほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ十分な視力が得られない」との指摘がなされています、またそのことを周知することとの記載があります。

視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子供が大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。

現在美郷町では、ランドルト環を用いて各家庭で実施し、検診時に結果を伝えると同いました。弱視の子どもはもともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、「見えない」とか

「見えにくい」というように訴えることがほとんどないそうです。視力検査がうまくできなかった場合や異常を見逃す可能性、子供がうまく答えられなかったり、検査をすり抜けてしまうこともあります。

日本小児眼科学会では、3歳児健康診査について、提言の中で、視力検査に加えて、フォトスクリナーなどを用いた屈折検査の実施を推奨しています。「手持ち自動判定付きフォトクリナー装置」を令和元年の春に導入した高知市によると、4月から6月に3歳児健診を受けた573人中で、8月6日までに26人が精密検査を受け、治療が必要とされた14人のうち9人が、この機器を使わなければ見つからないケースだったそうです。令和元年8月8日付「高知新聞」。3歳児健康診査で視力検査、屈折検査機での検査を行うことは、視力の発達の遅れ、弱視や眼疾患を早期に発見して治療につなげる重要な機会となります。以上の観点からお伺いいたします。

- 1、3歳児健康診査で弱視の見逃しは起きていないか。
- 2、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発について。
- 3、3歳児健康診査に屈折検査機器の導入を。

以上の3点について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の状況ですが、町では母子健康法第12条に基づき、3歳6か月から3歳8か月の幼児に対して3歳児健診を行っており、その際に視力検査を実施しております。

検査は、国が定めた方法に基づき、保護者が自宅でランドルト環を用いて検査を行い、その結果を健診会場で保健師が確認するとともに、自宅で視力検査ができなかった幼児には会場で保健師が検査を行うなど、万全を期しております。その視力検査結果及び目に関するアンケート結果、生活状況などから医師が総合的に判断し、疑わしいとされた場合には、眼科医療機関の精密検査につなげているところです。

初めのご質問の3歳児健診での弱視の見逃しについてですが、3歳6か月で健診を行った後、視覚の感受性が低くなる8歳頃までには4年以上の年月があります。3歳児健診で異常がなくとも、その後遊びや勉強などで視機能の発達が妨げられる可能性はあり、また3歳児健診の精密検査の要否判断は医師ですので、3歳児健診での弱視見逃し可能性については、私はないものと認識しております。

次のご質問の、保護者への屈折検査の周知や啓発についてですが、保護者には、健診通知の際

に、屈折異常があると視機能の発達に影響を及ぼすこと、そのため視力検査が重要であることをお伝えしております。また、視力検査で問題があると医師が判断した3歳児には、視機能の重要性を改めてお伝えするとともに、必要と考えられる方には、任意の検査ではありますが、医師が屈折検査を受けていただくよう医療機関の受診を勧めてきているところです。今後も保護者に必要な情報提供を行うとともに、必要な場合には適切な対応をしていただくようお願いしてまいりたいと存じます。

最後に、3歳児健診への屈折検査機器の導入についてですが、他市が実施した屈折検査に関する調査資料によりますと、回答があった県内23市町村のうち、検査実施が1市、検討中が11市町、来年度実施予定が2市、残りが未定という状況でした。屈折検査機器を用いた検査については、実施に当たり健診医や地域の眼科専門医等と共通認識を得ることが必要と考えられるほか、日本弱視斜視学会、日本小児眼科学会の運用マニュアルでは、偽陽性が多く検出されるなどの課題も報告されているところですが、弱視の早期発見や早期治療のためには、医学的には望ましいと言われております。

そのため、今後屈折検査の実施に向けて検討を進めることとし、屈折検査の実施場所、町による機器導入の場合の検査体制の在り方など、実施に係る諸課題について国や県、先行事例の状況を踏まえつつ、医師会等と意見交換並びに検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 町長より訂正の申出がありますので、これを許可します。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの答弁で、法律名称を間違えました。大変失礼しました。

母子保健法と言うところを、健康のほうを意識が強くなりまして、母子健康法と言ってしまったのですが、母子保健法が正しい法律名称でありますので訂正いたします。失礼しました。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 続きまして、高齢者の独り暮らしの見守りについてお尋ねいたします。

高齢者の独り暮らしは増加の一途をたどっています。高齢者白書によると、2015年時点で65歳以上の独り暮らしは約593万人、2025年には751万人に達すると予測しています。

近年は人口減少や少子化の進行、生活スタイルの多様化に伴って地域社会の機能や世帯構造が大きく変化しており、今は独り暮らしでない方も、子供の独立や配偶者との離別や死別などによって、誰もが当事者となり得る身近な問題です。地域のつながりが希薄化してきている中で、社

会的孤立や健康状態の悪化などが懸念されます。

コロナ禍が長期化し、高齢者の見守り支援もこれまでと同じ方法では難しいと、独り暮らしの高齢者とのつながりを保つ試みが進んでいます。

福島県浪江町では、一昨年5月、約2ヶ月誰にも気づかれずに男性が亡くなるという痛ましい孤独死がありました。要因として、新型コロナウイルスの感染拡大による近隣との交流の停滞や見守り活動の制限が挙げられています。死亡事故を受け、町社協は、コロナ禍でも離れた場所から電球の点灯情報で独り暮らしの高齢者を常に見守り支援ができる「見守り電球」を活用しています。

「見守り電球」は、毎月のコストが数百円で、SIMカードが内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレなどに取りつけるだけで、点灯情報が、社協担当者には通知が届くという仕組みです。

「見守り電球」には3つの利点があります。1つ目は、設置の簡単さ。通信機器が内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレに取りつけるだけで、点灯情報が福祉課や離れて暮らす家族のパソコン、スマートフォンへ送られます。2つ目は、プライバシーへの配慮。電球から送られるのは点灯情報のみであるため、見守り対象者は個人情報を見られる心配がなく、心理的負担が軽減します。3つ目は、生活リズムの把握。点灯情報を随時チェックすることで異常をいち早く察知し、訪問するなどの対応が可能になります。人的見守りとともに、このような最新のIoTを活用した見守りの導入を検討する必要があると考えます。以上の観点からお伺いいたします。

1、コロナ禍において、美郷町ではどのような高齢者の見守り活動が行われていますでしょうか。

2、IoTを活用した「見守り電球」を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

見守りが必要な高齢者については、安心して日常生活を過ごしていただく観点で、緊急時における通報も含む「ふれあい安心電話」事業で対応してきております。対象は65歳以上の独居世帯や高齢者世帯等で、具体内容としては、相談の受け止めや話し相手として対応をする「相談通報」、急病や事故などに対応する「緊急・火災・ガス漏れ通報」、居間やトイレ等にセンサーを設置して一定時間動きがない、あるいはトイレの開閉がない場合に自動通報する「ライフチェック

通報」といった見守り内容となっております。

令和3年度では、2月末現在で94人の方が利用されており、通報の実績は相談通報36件、緊急通報8件、ライフチェック通報133件となっております。

また、このほかに郵便局との包括連携協定に基づく郵便物等配達時の異変把握、「気づきの輪」事業の参加事業者による日常業務を通じた高齢者等の異変把握、配食サービス事業による利用者の安否確認などに取り組んでいるところです。

さらに今年度は、75歳以上の高齢者のみの世帯1,020世帯のうち、介護認定や介護サービス利用のない世帯500世帯を中心に訪問し、実態把握調査を行っております。お話を伺い、見守りや支援等が必要な世帯には、介護保険制度や町の取組を案内するとともに、そうした世帯の情報については福祉保健課と町社会福祉協議会で情報共有し、見逃しリスクの低減に努めているところです。

ご提案の、IoT活用の「見守り電球」についてですが、議員ご説明の3つの利点のうち、点灯情報の家族への転送以外は、既存の「ふれあい安心電話」が同義のサービスを包含しているとともに、それ以上の見守り活動内容となっておりますので、現在のところ「見守り電球」の導入は考えておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、長谷川幸子君の一般質問を終わります。